

いわちゃん ポスト

岩井やすのりの県政かわら版

千葉県議会議員



略歴 1970年(昭和45年)生まれ50歳
専修大卒、早稲田大学院 政治学研究科修了

事務所連絡先 TEL: **0476-36-7799**

HP: <http://www.iwai-y.jp> メール: mail@iwai-y.jp
印旛郡栄町安食台 2-26-23 (栄町役場前大山ビル 2F)

新型コロナウイルス感染症予防のため、配布者の検温とマスク着用、頻繁な手指消毒を行いながら、朝の駅頭活動を再開しています。

住居確保給付金要件緩和 学生利用に高いハードル

新型コロナウイルスによる経済の冷え込みを契機に、家賃が支払えない入居者を対象とした住居確保給付金の受給要件の緩和が進む一方、学生の利用には依然として高いハードルが残っています。

●パート・アルバイトも対象 3か月間家賃を支給

住居確保給付金は、2015年に施行された生活困窮者自立支援制度に基づくものです。離職や経済的な困窮を理由に住まいを失った人、仕事が休業になるなどして家賃を支払う目処が立たず、住まいを失う恐れがある人が対象。パートやアルバイトで働く人にも支給され、原則として3カ月(最大9カ月)の間、家賃が大家の口座に直接振り込まれる仕組みとなっています。

しかし、手続きの煩雑さ等から2018年度の給付実績はわずか4,000件。新型コロナによる経済への影響が深刻化する中、対象者拡大や求職要件の撤廃等、同給付金の申請要件の見直しが進んでいます。

●ハローワークでの就職活動要件が緩和

見直しの一つ目は対象者の拡大が図られた事。離職後2年以内の人だけでなく、勤め先の休業や子どもの休校などで仕事ができず、家賃支払いの目処が立たない人にも給付されるようになっています。

二点目は就職活動要件が緩和された事。要件となっていたハローワークでの月2回以上の職業相談、自治体での月4回以上の面接支援等は、「誠実かつ熱心な求職活動」に緩和され、ハローワークへの求職申込なども不要になったところです。

その他、「申請月の翌月から収入が減る人も対象に加える」「65歳未満の年齢要件を撤廃する」といった要件緩和も行われました。

目的	支援内容	申請・問い合わせ先
家賃の支払い	給付 住居確保給付金 上限:6万4千円/月	市町村窓口または自立相談支援機関
授業料の支払	給付 高等教育就学支援制度 授業料の減免 給付型奨学金	日本学生支援機構
生活が 苦しい	貸付 総合支援基金 上限:単身15万円/月 複数20万円/月 無利子・保証人なし	各市町村の 社会福祉協議会
	貸付 緊急小口資金 上限:10万円 無利子・保証人なし	各市町村の 社会福祉協議会
	猶予 各種支払の延期 電気、ガス、水道、携帯 電話料金、学費、保険 料税金、NHK受信料等 の支払い延期等	税金→税務署・各市町村 健康保険料→各市町村 電気・ガス→各事業者 上下水道→各市町村 等

ご不明な点等ありましたら、岩井事務所までご相談ください。

●学生は「親からの家計の独立」が受給要件

ところで、全日制の大学に通う学生であっても、要件を満たせば支給対象になるというものの、対象は「扶養されておらず社会保険料を自ら支払っている」など、親から独立し学費も生活費も自分でまかなっている学生に限られています。厚労省は受給対象となる学生について、「児童養護施設を出て大学に通う学生」など、「事情により両親を頼る事ができず、扶養に入る等もできない学生」と規定しており、極めて厳しい条件となっているのです。

しかしながら、学生本人のアルバイト収入なくては大学進学や下宿生活を継続できないケースは少なくなく、現に大学中退を考えざるを得ないと言う悲痛な声が多く上がっています。授業料減免や給付型奨学金等の支援制度もあるとはいえ、それと並行した住居確保のための支援策が求められています。

野田市虐待死事件 ずさんだった一時保護解除の決定

昨年1月に野田市立小の女儿が実父から虐待を受け死亡した事件で、県に続き野田市も検証報告を発表。今回は、29年12月の一時保護解除に焦点を当て検証します。

● 深刻な身体的虐待 わずか2か月で一時保護解除

女儿は、29年11月に実施されたいじめアンケートで、「お父さんにぼう力を受けています」「夜中に起こされたり起きているときにはけられたりたたかれたりされています」等と回答。市は直後に児童相談所（以下、県児相）に通告し、11/7に女儿の一時保護が決定しています。

関係者による実務者会議で女儿の PTSD 症状等が報告される中、2か月後の12/27に一時保護解除を決定しています。女儿が受けていた身体的虐待は、口と鼻をふさがれて床に押し付けられるなど、命の危険のある重篤なものであり、ズボン、パンツまで下ろされるといふ性虐待の疑いも明らかになっていたわけで、一時保護を安易に解除すべきではありませんでした。

● 市に伝えられた内容と県の方針に大きな隔たり

この一時保護解除の条件として、市児童家庭課は県児相より「本児を父に一定期間、絶対に会わせない」との連絡を受けていますが、県児相の援助方針会議の記録では「二人きりでは会わせない」となっていました。つまり、市に伝えられた条件と県の方針が大きく異なっていたわけです。

そのような中、30年3月10日の下校時に父が昇降口まで児童を迎えに来たため、小学校は混乱に陥ります。県児相に電話するも連絡がつかず、やむを得ず父に児童を引き渡しました。その後、連絡がついた県児相からは「引き渡しはやむを得ない」との回答。父に絶対に会わせないと条件を律義に守っていた市や学校関係者は、県児相に疑念を抱くようになります。その後、女儿が父を含めた家族4人で過ごしていたことが判明するなどし、一時保護解除条件がなし崩しとなってしまふのです。

野田市児童虐待死事件の経緯

29年9月	転校	沖縄県より野田市内小学校に転入。
29年11月	いじめ学校アンケート	アンケートに「お父さんにぼう力を受けています。先生、どうにかできませんか」→翌日から一時保護
29年12月	一時保護解除	父とは会わせないこと、祖父母宅での生活を条件に解除。
一時保護解除後、児相、学校ともに、一度も自宅訪問せず。		
30年1月	アンケート父に渡す	市教育委員会が父の要求に応じ、いじめアンケートコピーを渡す。
	児童による自筆手紙	「お父さんにたたかれたというのはウソ」「もう来ないで」との手紙。後に、父からの指示で書かされたことと明かす。
30年2月	父母宅への帰宅	児童相談所が父母宅に帰すことを決定。
31年1月	学校休ませる	父より親族の具合が悪くして欠席連絡。
	児童の欠席を把握	1/21、児童相談所が女儿の長期欠席を把握するもリスクと認識せず。
	女儿の死亡	1/24、自宅浴室で亡くなった。

県児童虐待死亡事例検証報告書(第5次答申)等より

● 法的根拠を持つ「児童福祉司指導」としなかった

さらに、一時保護解除後に措置（命令）である「児童福祉司指導」とせず、任意の行政指導である「継続指導」となったことは大きな問題として指摘されます。

30年2月、児童相談所を訪れた父に女儿と会わせない法的根拠について聞かれ、答えに窮します。福祉司指導であれば法的根拠がある一方、継続指導でありその根拠がなかったからです。「女儿を連れて帰る」という父に「いいとは言えない」と答えるにとどまり、県は市児童家庭課に「おそらく本児は自宅に戻った」と報告。女儿は父と同居し始めていると考えられたものの、再保護もせず、条件のなし崩しを県児相が認めてしまったこととなります。その後、県児相が「虐待の再発は認められない」として、女儿を父母宅に戻すことへと繋がってしまったわけです。

